

佐倉市債権管理条例（案） 骨子

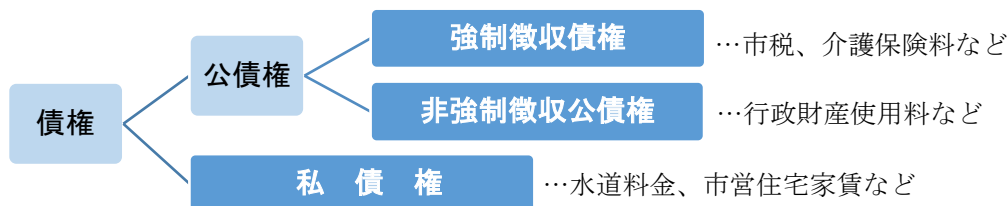
1 目的

本条例は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、債権管理の適正化を図ることを目的とします。

2 定義

本条例でいう「市の債権」とは、市が保有する金銭債権全てです。

さらに、債権の発生原因（行政庁の処分等の公法上の原因に基づく「公債権」と契約等の私法上の原因に基づく「私債権」）、滞納が発生した場合の回収方法（市が直接回収することができる強制徴収債権と、裁判手続を経た上で回収することとなる非強制徴収公債権・私債権）によって、次のように整理します。



※非強制徴収公債権と私債権をまとめて「非強制徴収債権」と定義します。

上記の通り、債権によって法的性質が大きく異なることから、その違いを踏まえて債権管理を進める必要があります。

3 市長等の責務

市長及び上下水道事業管理者は、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）に基づき債権の管理を適正に行うとともに、そのために必要な取組を推進する責務があることを規定します。

4 滞納処分、強制執行等

資力があるにもかかわらず納付のない滞納者については、法令等で定める債権回収に必要な措置を、納付困難等により債権回収の見込めない滞納者については、法令等で定める緩和措置等をそれぞれ適切に講じるなど、適正な債権管理を徹底することを規定します。

5 債権の放棄

債権（強制徴収債権を除く。）の管理を継続しても回収できる見込みがないものについて、限定的にその債権を放棄することができるよう規定します。

また、本条例により債権を放棄した場合には、市議会へ報告することとします。

現在、債権を放棄することを認める具体的な場面として、次の事項を検討しています。

- ① 破産法に基づく免責（※１）がなされた場合等
- ② 債務者が死亡し、相続人による限定承認（※２）や相続放棄（※３）がなされ、相続財産から弁済を受けることも見込めない場合
- ③ 強制執行（※４）等の地方自治法施行令に定める措置を講じても完納に至らず、今後の履行も見込めない場合
- ④ 債権の消滅時効期間が満了した場合
- ⑤ 徴収停止（※５）を実施した後において、今後の履行も見込めない場合
- ⑥ 債務者が生活困窮状態（※６）に陥り、今後の履行も見込めない場合

なお、放棄する債権については、一定の金額以下の債権に限定することを検討しています（高額な債権の放棄は、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号に基づく市議会の議決を経て行うこととなります。）。

【語句の解説】

- ※ 1 免 責 債務について、債権者による裁判上の請求を行うことができなくなる状態のことをいいます。
- ※ 2 限定承認 プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を引き継ぐ相続方法です。マイナスの財産が超過した場合でも、相続財産を超える債務は免除されるため、負債がどれくらいあるのか分からないときに使われます。
- ※ 3 相続放棄 相続人が被相続人の財産（債権債務の全て）を相続しないとすることです。
- ※ 4 強制執行 裁判所を通じ、債務者の財産を差し押さえて、強制的に債権を回収することです。
- ※ 5 徴収停止 市の債権（強制徴収債権を除く。）について、催告、強制執行等を行わないこととする地方自治法施行令の制度です。①「法人の事業休止」、②「債務者が所在不明」、③「債権金額が少額」のいずれかにおいて、一定の要件の下、債権管理が費用倒れとなる場合に限定されています。
- ※ 6 生活困窮状態 生活保護法の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいいます。